

ID: 685

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	消防用設備等に関する措置命令		
法令名 根拠条項	消防法 第17条の4第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第17条の4第1項の規定による。</p> <p>第17条の4 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日